

特定疾病

長期にわたり継続して治療が必要な下記の疾病は、「特定疾病療養受療証」または「特定疾病情報が記載された資格確認書」を医療機関へ提示、もしくはマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることで、医療機関ごと（入院・外来別）または薬局ごとの自己負担限度額が月額 10,000 円となります。

◎対象となる疾病

- ①人工透析が必要な慢性腎不全
- ②血友病
- ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣が定める者に限る）

◎申請に必要なもの

- ・ 本人確認書類
- ・ 特定疾病であることを証明する医師の意見書などの書類

◆高額療養費の申請が必要となる場合があります（注1）

次の場合、申請により支給が受けられる場合があります。
お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

- 医療機関での特定疾病の治療費と院外の薬局で処方されたお薬代を合計して、10,000円（注2）を超える場合

◎申請に必要なもの

- ・ 本人確認書類、医療機関等の領収書

（注1）ただし、高額療養費で既に支給となっており追加支給とならない場合もありますので、ご了承ください。

（注2）月の途中で75歳の誕生日を迎え被保険者となるときは、その月に限り1 か月の自己負担限度額が5,000円となります。

健康診査

健康診査は、心身の機能低下（フレイル）予防や生活習慣病等の重症化予防にもつながります。年1回、定期的に受診して、ご自身の健康管理にお役立てください。

健康診査の日程、申込方法、受診場所、受診券など、詳しい内容は、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

なお、人間ドックを同時受診する方は、人間ドック料金から健康診査分の費用を差し引いた額のお支払いになります。受診方法、実施機関等は、お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

対象者	高知県後期高齢者医療広域連合の被保険者※
自己負担金	無料
受診期間	受診券を受け取られたとき～当該年度の3月31日まで
受診回数	年1回

※長期入院や、施設への入所（入居）等により、対象外となる場合があります。

健康診査情報提供（みなし健診）事業

■みなし健診とは

通院している医療機関から健康診査に該当する検査値等を保険者に情報提供してもらうことで、「健康診査を受診した」とみなす仕組みです。

■対象者となる方

通院中の医療機関に該当する検査値があり、当該年度に健康診査を受けていない方。（※対象者には個別にお知らせします）

歯科健診

歯科健診は、口腔機能低下（オーラルフレイル）予防にもつながります。歯や歯肉の状態をチェックし、口腔機能を維持・向上するため、年に1回、定期的に歯科健診を受けましょう。

受診方法など、詳しい内容については、広域連合又はお住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください。

対象者	高知県後期高齢者医療広域連合の被保険者※
自己負担金	無料
受診期間	8月1日～当該年度の2月末日まで
受診回数	年1回

※長期入院や、施設への入所（入居）等により、対象外となる場合があります。

ここがけましょう！受診のマナー

■休日や夜間の受診は控えましょう

緊急性がなく時間外に受診した際には、診療費とは別に自己負担額（保険適用外）が発生する場合があります。判断に迷った時は、救急医療電話「#7119」に電話して相談しましょう。

■「お薬手帳」は1冊にまとめましょう

「お薬手帳」は1冊にまとめて医師や薬剤師に見せ、薬の飲み合わせ等が安全か、確認しましょう。

■ジェネリック医薬品（後発医薬品）使用を心がけましょう

ジェネリック医薬品に切り換えることで、薬代が安くなる場合があります。医師や薬剤師に相談のうえ、切り換えが可能な場合には積極的に使用しましょう。

交通事故などで治療を受けるとき

交通事故など、第三者（相手方）の行為によって受けたケガや病気などの医療費は、本来、相手方が負担することが原則ですが、届出により後期高齢者医療で保険診療による治療を受けることができます。

この場合、広域連合が一時的に治療費を立替え、後日、相手方に請求しますので、治療を受ける場合はお住まいの市町村の担当窓口へ速やかに届出をしてください。

また、医療機関を受診される際には、必ず、第三者行為によるものであることを伝えてください。

このような場合も第三者行為となります

- ・ 自転車同士の事故
- ・ 暴力行為によるケガ
- ・ 他人の飼い犬に咬まれたとき
- ・ 飲食店等で提供された料理による食中毒 など

◎届出に必要なもの

- ・ 本人確認書類
- ・ 印かん
- ・ 交通事故証明書

上記のものをお持ちになり、お住まいの市町村の担当窓口で「第三者行為による傷病届書」の手続きをしてください。

注意！ 示談は慎重に…

相手方から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険診療による治療を受けられなくなる場合がありますので、示談をする前には、必ずお住まいの市町村の担当窓口へご相談ください。